



1. 調査の目的

令和2年4月1日の改正健康増進法完全施行を踏まえ、県内飲食店等における受動喫煙防止対策の実施状況等を把握し、今後の対策の参考とすることを目的とする。

2. 調査期間

令和2年8月～12月

3. 調査方法

青森県食品衛生協会が開催する「食品衛生責任者講習会(※)」会場において、受講者にアンケート調査を実施。回答協力を得られた方の調査票を会場で回収した。

※食品衛生責任者講習会

食品の衛生管理が必要な事業に必要な「食品衛生責任者」の資格取得に係る講習会

4. 調査対象

調査対象期間に開催された講習会(県内9地区:28回)の受講者



5. 回収結果

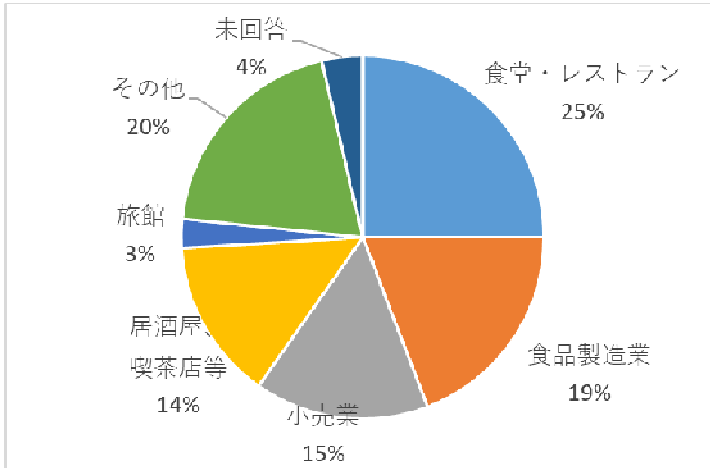
開催地区名	青森	弘前	八戸	南黒	北五西郡	十和田	三沢	下北	計
回収調査票数	139	64	179	43	91	100	66	58	740

6. 主な調査項目

- (1) 事業種別
- (2) 改正健康増進法(受動喫煙防止対策強化)の認識
- (3) 建物内における喫煙スペースの有無
- (4) 各種受動喫煙防止対策の実施状況

1 事業種別

所属する事業所等の事業種別について

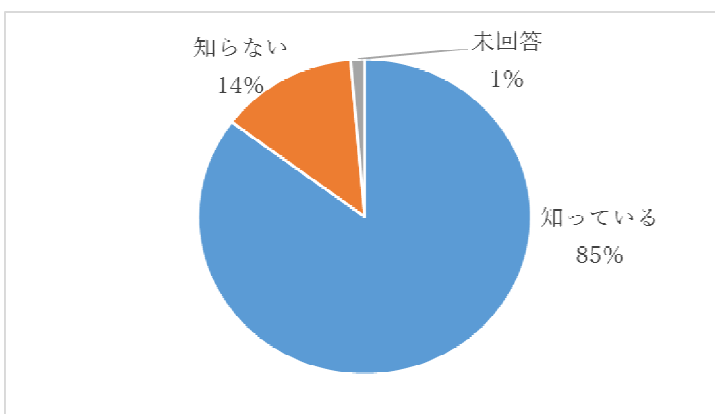


施設種別等	回答数	構成比
食堂・レストラン	185	25%
食品製造業	142	19%
小売業	115	15%
居酒屋、喫茶店等 (その他飲食店)	106	14%
旅館	19	3%
その他	146	20%
未回答	27	4%

n = 740

2 改正健康増進法(受動喫煙防止対策強化)の認識

改正健康増進法により受動喫煙防止対策が強化されたことを知っているか

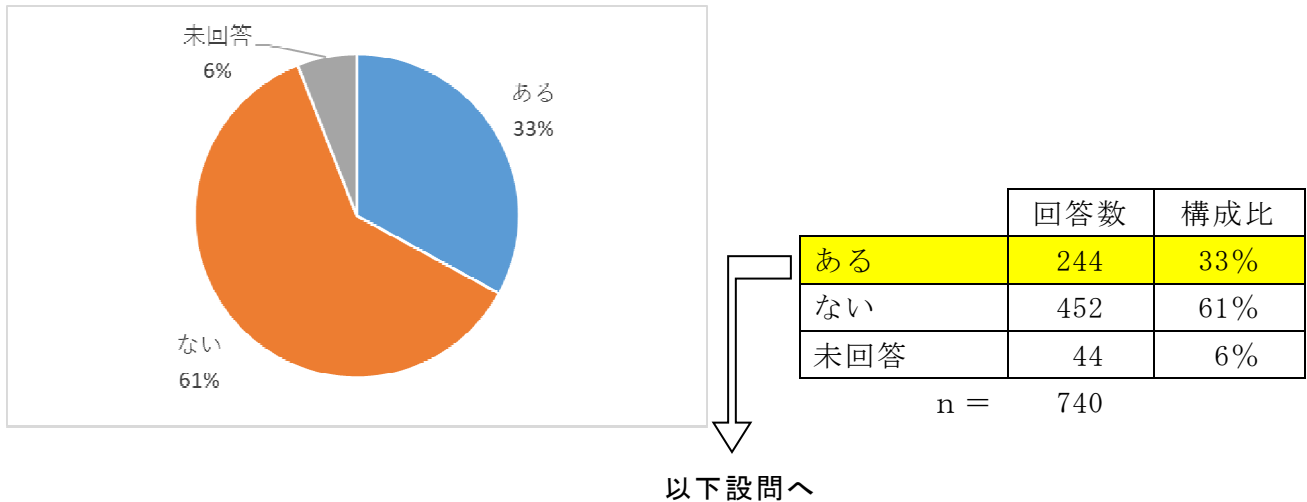


	回答数	構成比
知っている	631	85%
知らない	99	14%
未回答	10	1%

n = 740

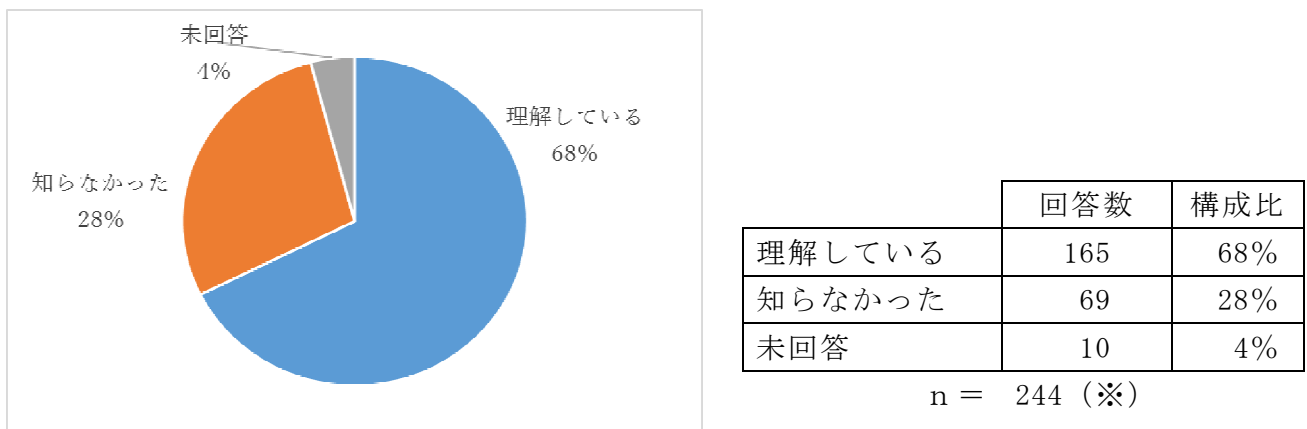
3 建物内喫煙スペースの有無

所属する事業所等の建物内（宿泊施設の客室部分除く）における喫煙スペースがあるか



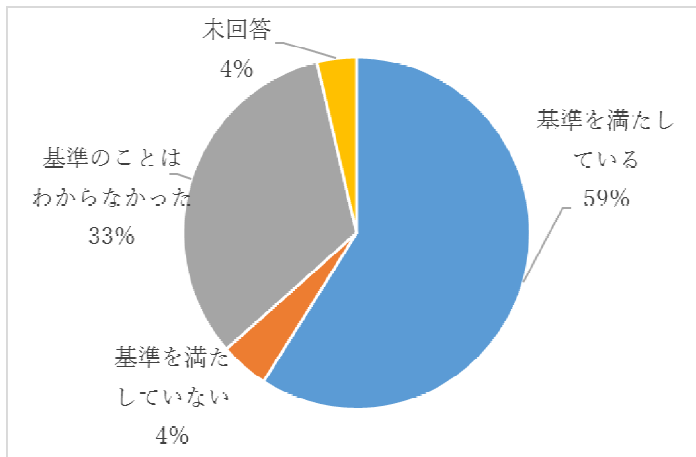
4 各種受動喫煙防止対策の実施状況

(1) 建物内喫煙スペースは法律により「喫煙専用室」、「指定たばこ（加熱式たばこ）専用室」等に類型化されていることを理解しているか



※ 前項で「喫煙スペースがある」と回答した数（以下設問共通）

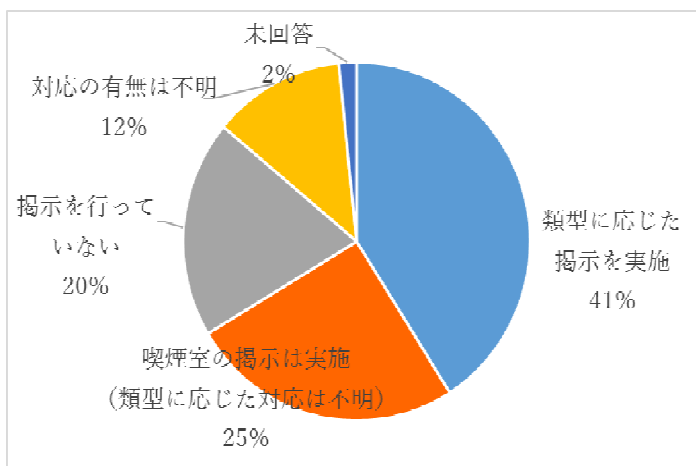
(2) 喫煙スペースを設ける場合の設置基準について遵守しているか



	回答数	構成比
基準を満たしている	144	59%
基準を満たしていない	11	4%
基準のことはわからなかった (対応状況不明)	80	33%
未回答	9	4%

n = 244

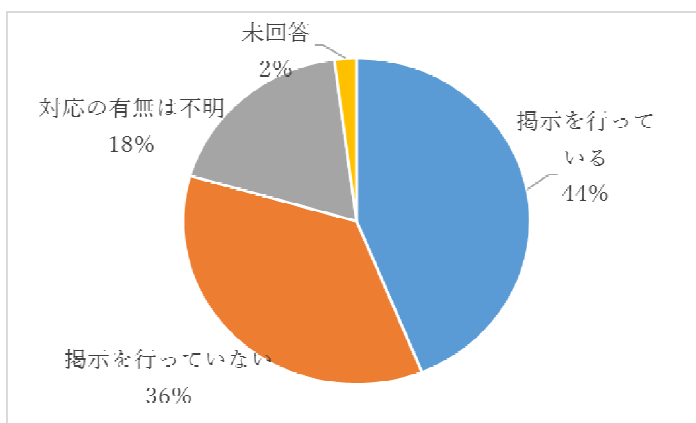
(3) 喫煙スペースを設ける場合、喫煙室を示す標識の掲示が必要となることについて理解し、対応しているか



	回答数	構成比
類型に応じた掲示を実施	100	41%
喫煙室の掲示は実施 (類型に応じた対応は不明)	62	25%
掲示を行っていない	48	20%
対応の有無は不明	30	12%
未回答	4	2%

n = 244

(4) 喫煙スペースには 20 歳未満の者は立入禁止である旨の掲示が必要となることについて理解し、対応しているか



	回答数	構成比
掲示を行っている	107	44%
掲示を行っていない	87	36%
対応の有無は不明	45	18%
未回答	5	2%

n = 244